

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	長洲町 児童手当関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長洲町は、児童手当関連事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を口実事により個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱及び扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

長洲町長

公表日

平成27年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	児童手当受給者・児童の管理	
②事務の概要	長洲町では児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。 また、受給者に関して、児童手当の支給を行っている。	
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
1. 児童手当受給者ファイル 2. 児童情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 56号 「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 74号・75号	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	子育て支援課	
②所属長	子育て支援課長 山本 明子	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課 〒869-0198 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766 0968-78-3113	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	総務課 〒869-0198 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766 0968-78-3113	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]